

9月1日～10月31日は

「動物の飼い方マナーアップ強化期間」

9月20日～26日は

「動物愛護週間」です

気づかぬうちにご近所に迷惑をかけていませんか。

ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。みんなが動物好きとは限りません。マナーを守つて飼いましょう。

#### ○犬の飼い主の方へ

◇犬の扇の放置に対する苦情が後を絶ちません。散歩中に、扇をしたら袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎます。

◇他人の家に扇や尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。

◇繁殖を望まない場合は、妊娠・去勢手術をしましょう。

◇迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

◇迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札を付けましょう。首

出が必要です。

●申請者の資格  
次の(1)～(3)のいずれかに該当する方  
(1) 町内に住所を有する者  
(2) 町内に本籍を有する者  
(3) 町長が特別の理由があると認めた者  
※町外居住の場合は、管理人の選任が必要です。

#### ■所在地および使用料

○所在地  
周防大島町大字西三蒲1267番地1

#### ○墓所の面積

1区画

約1・5m×1・5m(縁石を含む)

#### ○使用料(永代) 18万円(1区画)

#### ○管理料(永代) 2万円(1区画)

※許可の際に納付していただきます。

#### ■申請方法

各総合支所・生活衛生課に備え付けの墓所使用許可申請書を提出してください。

※注意  
町では、石材業者の指定はしていません。

また、石材業者等による申し込み代行はできません。

◇飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけないようにします。

◇生後3カ月以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

◇死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届

けます。

#### ■問い合わせ 生活衛生課

☎ 0820(79)1010

# つつじ墓園 使用のご案内

周防大島町共同墓地『つつじ墓園』の使用を希望される方は、使用許可申請が必要です。

#### ■申請者の資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に本籍を有する者

(3) 町長が特別の理由があると認めた者  
※町外居住の場合は、管理人の選任が必要です。

